

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 7 月15日

【会社名】 川崎重工業株式会社

【英訳名】 Kawasaki Heavy Industries, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 橋本 康彦

【本店の所在の場所】 神戸市中央区東川崎町 3 丁目 1 番 1 号

【電話番号】 (078)682 - 5001(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 大城 拓司

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 1 番 3 号
(神戸クリスタルタワー)

【電話番号】 (078)371 - 9530

【事務連絡者氏名】 経理部長 大城 拓司

【縦覧に供する場所】 川崎重工業株式会社 東京本社
(東京都港区海岸 1 丁目14番 5 号)
川崎重工業株式会社 関西支社
(大阪市北区曽根崎 2 丁目12番 7 号(清和梅田ビル))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄 3 丁目 8 番20号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年7月2日開催の当社取締役会において、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除く。)において募集する2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2033年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下総称して「本新株予約権付社債」という。)の発行を決議し、2026年7月2日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出し、また、2026年7月14日に、上記取締役会において未確定であった事項が決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第5項及び同項により準用される同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、本新株予約権付社債の発行に係る英文本目論見書及びその抄訳を提出するため、金融商品取引法第24条の5第5項及び同項により準用される同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

別添のとおり、本新株予約権付社債の発行に係る2026年7月14日付の英文本目論見書及びその抄訳を添付書類として提出いたします。

以 上